特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
34	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年2月28日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）
②事務の概要	①「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 　令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。 ②「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年9月26日付け府政経運第394号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 　令和4年9月30日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。 ③船橋市物価高騰対策生活応援事業 【概要】 船橋市物価高騰対策生活応援事業実施要綱に基づき、対象世帯に資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段として米等の購入の代価の弁済に利用できる証票で同条第7項に規定する第三者型発行者が発行する商品券を支給する。 【対象世帯】 〇同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割（以下「均等割」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより均等割を免除された者である世帯 〇令和4年度分の均等割が課税される者であって、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額が0円以下である者（以下「均等割のみの課税者」という。）のみの世帯又は均等割のみの課税者及び均等割が課税されない者のみの世帯 ④住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和5年6月1日及び令和5年12月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。

	審査を行う。 ⑤住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度）支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和6年6月3日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 ⑥住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和6年12月13日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、船橋市物価高騰対策生活応援事業管理システム、船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー、給付支援サービス、振込データ作成システム

2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第5号、第7号及び第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号）第37号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和6年/デジタル庁・総務省/告示第1号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和6年/デジタル庁・総務省/告示第7号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和6年/デジタル庁・総務省/告示第36号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和7年/デジタル庁・総務省/告示第3号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 （船橋市が提供する根拠） なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部地域福祉課 〒273-0011　千葉県船橋市湊町2丁目10番18号 電話　047-436-2333
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない(入手)　　[○]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報又は3情報による照会を原則とすることを遵守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・確認書の内容(口座情報等)をシステムに入力する。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	表紙 評価書名	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金） 基礎項目評価書	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金） 基礎項目評価書	事前	
令和4年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和4年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言 特記事項	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	事前	
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金）	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）	事前	
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）による住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。	①「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。	事後	
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 （上欄の続き）	―	②「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年9月26日付け府政経運第394号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和4年9月30日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	事前	
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	特定公的給付（住民税非課税世帯等臨時特別給付金）ファイル	特定公的給付（住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）ファイル	事前	
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の理由 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第5号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第5号及び第7号	事後	
令和4年12月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	
令和4年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月25日	表紙 評価書名	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）　基礎項目評価書	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）　基礎項目評価書	事後	
令和5年1月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年1月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言 特記事項	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	事後	
令和5年1月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①、②（略）	①、②（略） ③船橋市物価高騰対策生活応援事業 【概要】 船橋市物価高騰対策生活応援事業実施要綱に基づき、対象世帯に資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段として米等の購入の代価の弁済に利用できる証票で同条第7項に規定する第三者型発行者が発行する商品券を支給する。 【対象世帯】 〇同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割（以下「均等割」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより均等割を免除された者である世帯 〇令和4年度分の均等割が課税される者であって、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額が0円以下である者（以下「均等割のみの課税者」という。）のみの世帯又は均等割のみの課税者及び均等割が課税されない者のみの世帯	事後	
令和5年1月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、船橋市物価高騰対策生活応援事業管理システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	事後	
令和5年1月25日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	特定公的給付（住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）ファイル	特定公的給付（住民税非課税世帯等臨時特別給付金等）ファイル	事後	
令和5年1月25日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の理由 法令上の根拠	（略） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第5号及び第7号	（略） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第5号、第7号及び第8号	事後	
令和5年1月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和4年12月14日時点	事後	
令和5年1月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和4年12月14日時点	事後	
令和5年10月10日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①～③（略）	①～③（略） ④住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和5年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。	事後	
令和5年10月10日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、船橋市物価高騰対策生活応援事業管理システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、船橋市物価高騰対策生活応援事業管理システム、船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	事後	
令和5年10月10日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の理由 法令上の根拠	（略）	（略） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号）第37号	事後	
令和5年10月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月14日時点	令和5年7月3日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月14日時点	令和5年7月3日時点	事後	
令和6年6月20日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①～③（略） ④住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 （略） 【事務処理】 〇積極支給 令和5年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 （略）	①～③（略） ④住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 （略） 【事務処理】 〇積極支給 令和5年6月1日及び令和5年12月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 （略） ⑤住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度）支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和6年6月3日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。	事後	
令和6年6月20日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、船橋市物価高騰対策生活応援事業管理システム、船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、船橋市物価高騰対策生活応援事業管理システム、船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、自治体中間サーバー、給付支援サービス、振込データ作成システム	事後	
令和6年6月20日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の理由 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条 （略）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条 （略） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和6年/デジタル庁・総務省/告示第1号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和6年/デジタル庁・総務省/告示第7号）	事後	
令和6年6月20日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二の121の項 （船橋市が提供する根拠） なし	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 （船橋市が提供する根拠） なし	事後	
令和6年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月3日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年6月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月3日時点	令和6年6月3日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①～⑤（略）	①～⑤（略） ⑥住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金（令和6年度追加給付）支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 〇積極支給 令和6年12月13日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 〇家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書（請求書）および申立書の審査を行う。	事後	
令和7年2月28日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の理由 法令上の根拠	（略）	（略） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和6年/デジタル庁・総務省/告示第36号） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和7年/デジタル庁・総務省/告示第3号）	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	－	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年2月28日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	［〇］ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	